

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 20 年 3 月 26 日

各 位

## 3 月社長記者会見

- 1 . 中期経営計画及び業務計画及びについて
  - ( 1 ) 中期経営計画 ( 平成 20 年度 ~ 平成 22 年度 ) < 資料 1 - 1 参照 >
  - ( 2 ) 平成 20 年度業務計画 < 資料 1 - 2 参照 >
  
- 2 . 呼値の単位の一部見直しについて < 資料 2 参照 >
  
- 3 . 金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う「有価証券上場  
規程」等の一部改正について < 資料 3 参照 >

以 上

## 中期経営計画（平成 20 年度～平成 22 年度）

平成 20 年 3 月 26 日

株式会社名古屋証券取引所

わが国の証券市場は、サブプライム問題に端を発した米国経済の減速や原油価格の高騰による企業業績への影響に対する不透明感により低迷している。特に IPO を取り巻く環境については、ライブドア事件などの経済事件を発端とする新興市場の低迷や日本版 SOX 法の施行により激変している。

しかしながら、直接金融へのシフトが時代の流れであることに変わりはなく、当取引所はセントレックス市場の運営を通じて、新興企業の成長・発展に寄与することが必要不可欠であると考えている。そこで、セントレックスを育成するため、より優れた上場審査業務等を構築する改善策を着実に実施し、市場イメージと市場関係者の信頼の回復を図る必要がある。

また、上場会社への IR サポート事業については、今後も、上場会社のニーズを満たす IR サポート事業を展開し、IR サポートが充実している証券取引所という評価をさらに高めることで、名証市場における上場メリット向上を図り、名証の魅力向上に努める必要がある。

次に、市場インフラの提供については、システムの安定稼働を重視した運用を行う一方、市場参加者の利便性向上、システムの信頼性・安定性向上を考慮し、システム開発を行うこととする。

名証は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年を新たなスタートのための重要な期間と位置づけ、名証市場の魅力向上と信頼性・公正性の向上に全力をあげるとともに、業務運営の効率化および適正性確保のための内部統制システムの遂行に取り組み、証券取引所としての社会的責任を全うすることを目指す。

## 1. 経営の基本方針

- (1) 中部地区の証券取引所として軸足を中部に置きつつ、全国区のマーケットとしての地位を確固たるものにしていくことを目指す。
- (2) 収入の拡大に積極的に取り組むとともに、低コスト体質を維持することで、財政基盤の安定性向上を目指す。
- (3) 効率性の高い組織運営と業務遂行を常に意識し、投資家、上場会社、証券会社等、市場参加者の視点に立った施策の実施およびサービスの提供に努める。
- (4) 自主規制機能の維持・向上を図るとともに、リスク管理体制の整備に努め、マーケットの信頼性向上を図る。
- (5) 証券業界の一員として、証券市場の利用促進を図る観点から、投資家層の拡大に向けた取り組みを関連機関・団体と協力して実施する。

## 2．経営財務目標

	平成 19 年度見込み	平成 22 年度
営業収益	1,585百万円	1,500百万円
営業利益	274百万円	350百万円
経常利益	327百万円	400百万円

## 3．事業戦略

### (1)名証市場の魅力向上

セントレックスの育成やIRサポートの拡充により名証上場のメリットを向上させるとともに、取引参加者の新規加入促進に努める。

また、上場企業及び取引参加者に対して、名証市場の利用促進に努める。

### (2)名証市場の信頼性・公正性の向上

適正な自主規制機能の発揮や市場インフラの安定性向上策に取り組むことにより、名証市場の信頼性・公正性の向上を目指す。

### (3)収益力の強化

名証単独上場企業数の増加に努めるほか、名証相場情報について提供先の増加を図り収益の拡大を目指す。また、コストダウンに引き続き取り組み、財政基盤の安定性向上を目指す。

### (4)組織の効率化

業務改善や業務の合理化・効率化を図るとともに、社員のレベルアップを図る。

### (5)内部統制システムの遂行

内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務運営の適正性を確保する取組みを継続する。

### (6)個人投資家の拡大

新たな投資家の参加を促すため、関連団体等と連携を図り、個人投資家の育成・教育活動を行う。

以上

平成 20 年 3 月 26 日  
 (株)名古屋証券取引所

## 平成 20 年度 業務計画

### 1. 名証市場の魅力向上

関係機関への説明・PR等を行うとともに、上場に関する説明会を開催し、新規上場の促進に努め、上場銘柄の拡充を図る。

上場メリットの拡大に向け、IRエキスポをはじめとした多様なIRイベントの開催など、上場企業へのサポート強化を図る。

名証独自の諸制度やサービスなどを広くアピールし、名証市場の利用促進につなげるとともに、取引参加者との関係強化を図る。

### 2. 名証市場の信頼性・公正性の向上

業務改善命令に伴う改善策を着実に実施するとともに、自主規制等の機能を十分に発揮するための取組みを強化する。

システムリスク管理機能の強化に努めるとともに、東京証券取引所が開発を行っている次世代システムへの対応のため、システム改造に着手する。

### 3. 財務体質の強化

名証単独上場企業数及び情報提供料収入の増加に努めるとともに、業務の合理化・効率化を推進しコストダウンを図る。

### 4. コンプライアンス・リスク管理に関する事項の実施

リスク管理及び情報管理態勢の実効性向上の観点から、内部監査、社内教育及び図上訓練等を実施する。

### 5. 投資知識普及活動の実施

他の業界団体等と協力し、証券知識の教育・啓発活動に取り組む。

#### (参考) 業績見込み

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 19 年度	1,585	274	327	101
平成 20 年度	1,510	270	330	200

## 呼値の単位の一部見直しについて

平成 20 年 3 月 26 日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

当取引所の売買立会による売買において株券等 の呼値を行う際には、当該株券等の 1 株(受益証券については 1 口とします。)の値段に応じて、当取引所の業務規程に定める値段(以下「呼値の単位」といいます。)をもって行うこととなっております。

近年の取引の高度化・多様化を背景として、細やかな値段での価格形成に対する需要が一段と高まってきていることを踏まえ、当取引所では、投資者の利便性向上を図る観点から、相対的に 1 値刻みの比率が大きい価格帯における呼値の単位の一部を縮小することとします。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
株券等の呼値の単位 の変更	・ 株券等の呼値の単位について、1 株の値段が 100,000 円を超え 300,000 円以下の場合は 100 円(現行は 1,000 円)に、1,000,000 円を超え 3,000,000 円以下の場合は 1,000 円(現行は 10,000 円)に変更します。	・別紙参照

## III. 実施時期

本年夏頃を目途に実施します。

以 上

株券、新株予約権証券及び日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券を指します。

## 株券の呼値の単位

株 価		現 行	改正案
	~ 2,000 円 以下	1 円	1 円
2,000 円 超	~ 3,000 円 "	5 円	5 円
3,000 円 "	~ 30,000 円 "	10 円	10 円
30,000 円 "	~ 50,000 円 "	50 円	50 円
50,000 円 "	~ 100,000 円 "	100 円	100 円
100,000 円 "	~ 300,000 円 "	1,000 円	<u>100 円</u>
300,000 円 "	~ 1,000,000 円 "	1,000 円	1,000 円
1,000,000 円 "	~ 3,000,000 円 "	10,000 円	<u>1,000 円</u>
3,000,000 円 "	~ 20,000,000 円 "	10,000 円	10,000 円
20,000,000 円 "	~ 30,000,000 円 "	50,000 円	50,000 円
30,000,000 円 "	~	100,000 円	100,000 円

## 金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成20年3月26日  
株式会社名古屋証券取引所

### 1. 改正趣旨

「証券取引法等の一部を改正する法律」（「金融商品取引法」（以下「金商法」という。）を含む。）（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行により、平成20年4月から四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うとともに、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、「有価証券上場規程」等を一部改正することとする。

### 2. 改正概要

（備 考）

#### (1) 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応

「有価証券報告書等」の定義の見直し

上場制度上の「有価証券報告書等」の定義に、四半期報告書を含めることとする。

・株券上場審査基準第4条第1項第8号a等

新規上場申請者の提出書類の見直し

新規上場申請者は「上場申請のための四半期報告書」（当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。）を提出することとする。

・有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)a等

適時開示の取扱い

上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとする。

a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合

・適時開示規則第2条第1項第1号a f

b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合

・適時開示規則第2条第1項第2号q

四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い

四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様とする。

・株券上場廃止基準第2条第1項第11号b等

四半期報告書の提出遅延への対応等

現行の有価証券報告書（監査報告書を含む。以下同じ。）の提出遅延への対応を以下のように見直すとともに、四半期報告

・株券上場廃止基準第2条第1項第10号等

書（四半期レビュー報告書を含む。）の提出遅延に対する上場制度上の取扱いを有価証券報告書における取扱いと同様とする。

- a 有価証券報告書が、原則として、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法定期限までに行っている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱うこととする。
- b 有価証券報告書を法定期限経過後 1 か月以内に内閣総理大臣等に提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、当取引所が別に定める場合については当該期間を 3 か月に延長することとする。

セントレックス上場会社の四半期レビュー手続に係る規定の廃止

セントレックス上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施することに努めることとしている、当取引所が定める「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止する。

・旧適時開示規則取扱い 2 の 3 等

- (2) 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応  
新規上場申請における提出書類の見直し

国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととする。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とする。

・有価証券上場規程第 3 条第 5 項第 5 号 i、株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 8 号 d 等

適時開示の取扱い

上場会社は、内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合、直ちにその内容を開示することとする。

・適時開示規則第 2 条第 1 項第 2 号 u の 2

- (3) 金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応

上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止する。

・旧適時開示規則第 10 条等

- (4) 売買単位の集約に向けた対応

新規上場の際（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグ

・株券上場審査基準第 4 条

リーシート銘柄が当取引所に上場する場合を除く。)には、単元株式数が100株であることを求めることとする。

上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることとする。

(5) その他

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定基準・選定取消基準における流動性は、上場株式数及び株主数により適合性を判断することとし、上場諸基準と重複する少数特定者持株数に係る基準は撤廃することとするなど、その他所要の規則改正を行う。

第1項第10号の2等

・適時開示規則第20条の3

・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第3条第3号等

3. 施行日

平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の四半期報告書(上場申請のための四半期報告書を含む。)、内部統制報告書(内部統制監査報告書を含む。)又は有価証券報告書等の適正性に関する確認書に係る規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係るものから適用し、平成20年4月1日より前に開始する事業年度に係るものについては、従前の例によるものとする。

また、「2(1) 四半期報告書の提出遅延への対応等」については、平成21年4月1日より前に開始する事業年度における四半期報告書の場合にあっては、15日延長して適用する。

以 上